

京都市告示第 86 号

都市公園法第 2 条の 2 の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課において一般の縦覧に供します。

令和 3 年 4 月 16 日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
史跡山科本願寺跡公園	京都市山科区西野山階町地内	告示の日

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)